

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 道人事委員会規則

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| ○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………           | 1 |
| ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………          | 1 |
| ○管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則……………          | 1 |
| ○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則……………           | 2 |
| ○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………         | 3 |
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………   | 4 |
| ○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………     | 5 |
| ○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則……………   | 6 |
| ○平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則…………… | 6 |

## 道 人 事 委 員 会 規 則

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7-1219

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-98）の一部を次のように改正する。  
第 8 条第 3 項中「第10条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 学校職員給与条例附則第27項（市町村立学校職員給与条例第 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により給与が減ぜられて支給される職員についてのへき地手当に準ずる手当の月額、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出したへき地手当に準ずる手当の月額から、当該職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に100分の 1.5 を乗じて得た額（学校職員給与条例附則第27項第 1 号に規定する最低台俸に達しない場合にあっては、同号に規定する給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ずる手当の月額）に相当する額を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7-1220

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7-188）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北海道立の特別支援学校の項、市町村立の小学校及び中学校の項及び市町村立の特別支援学校の項調整数の欄中「1.5」を「1.25」に改める。

別表第 2 行政職給料表の項中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、同表公安職給料表の項中「11,600円」を「11,500円」に改め、同表高等学校教育職給料表の項中「13,200円」を「13,100円」に改め、同表研究職給料表の項中「11,700円」を「11,600円」に、「14,600円」を「14,500円」に改め、同表医療職給料表<sup>(2)</sup>の項中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、同表医療職給料表<sup>(3)</sup>の項中「10,400円」を「10,300円」に改め、同表の備考第 1 項中「12,200円」を「12,100円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。ただし、給料の調整額に関する規則別表第 1 の改正規定は、平成23年 1 月 1 日から施行する。

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7-1221

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第 1 条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-267）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 道職員給与条例附則第29項、学校職員給与条例附則第27項（市町村立学校職員給与条例第 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の 98.5 を乗じて得た額」とす

る。

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第2条** 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1127）の一部を次のように改正する。

附則第2項各号列記以外の部分中「以下学校職員給与条例」の次に「の規定」を加え、「この規則による改正後の」を削り、「新規則」という。）を「規則」という。）附則第2項の規定の適用がないものとした場合における規則」に改め、「月額」の次に「（附則第4項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による額）」を加え、「職員には」を「職員についての管理職手当の月額は」に改め、「までの間」の次に「規則第3条及び附則第4項の規定にかかわらず」を、「掲げる」の次に「職員の」を加え、「を管理職手当として支給する」を「とする」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 規則附則第2項及びこの項から附則第4項までの規定の適用がないものとした場合の規則第3条の規定による管理職手当の月額（以下「第3条手当額」という。）が経過措置基準額以上となる職員 経過措置基準額（道職員給与条例附則第29項、学校職員給与条例附則第27項又は警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「特定職員」という。）にあっては、当該経過措置基準額に100分の98.5を乗じて得た額）

附則第2項第2号中「新管理職手当の月額が」を「第3条手当額が」に、「新管理職手当の月額に、新管理職手当の月額」を「第3条手当額（特定職員にあっては、第3条手当額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」に、第3条手当額」に改め、「得た額」の次に「（特定職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加える。

附則第3項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に、「新規則」を「規則」に改める。

附則第4項及び第5項中「新規則」を「規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

#### 北海道人事委員会規則7-1222

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の82.5以上100分の140」を「100分の76.5以上100分の130」に、「100分の107.5以上100分の180」を「100分の101.5以上100分の170」に改め、同

項第2号中「100分の75.5以上100分の82.5」を「100分の70以上100分の76.5」に、「100分の98以上100分の107.5」を「100分の92.5以上100分の101.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の68.5」を「100分の63.5」に、「100分の88.5」を「100分の83.5」に改める。

第29条の8の2第1項中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

第36条第1項中「支給すべき」を削り、「及び第19条の4」を「及び第19条の4第3項」に、「及び第22条の4」を「及び第22条の4第3項」に、「道職員給与条例第19条の4第2項前段」を「並びに道職員給与条例第19条の4第2項前段」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（関係規則の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正）」を付する。

附則第4項に見出しとして「（平成21年6月に支給する勤勉手当に関する読替え）」を付する。

附則に次の11項を加える。

（特定職員に対する給料月額の日割計算）

5 給与期間の中途において、道職員給与条例附則第29項、学校職員給与条例附則第27項及び警察職員給与条例附則第28項に規定する特定職員（以下「特定職員」という。）以外の職員が特定職員となり、又は特定職員が特定職員以外の職員となった場合におけるその給与期間の給料月額は、日割計算による。

（特定職員に対する給与の額から減ずる額等の算出に係る端数計算）

6 道職員給与条例附則第29項、学校職員給与条例附則第27項及び警察職員給与条例附則第28項に規定する地域手当の月額、学校職員給与条例附則第27項第3号に規定するへき地手当の月額、道職員給与条例附則第29項第3号及び第4号、学校職員給与条例附則第27項第4号及び第5号並びに警察職員給与条例附則第28項第3号及び第4号に規定する給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及び給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに附則第10項から第13項まで及び附則第15項に規定する地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

7 道職員給与条例附則第31項、学校職員給与条例附則第29項及び警察職員給与条例附則第30項に規定する給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額、減じた額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額及び相当する額を減じた額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（特定職員に対する減額する給与額等から減ずる額の算定の基礎となる手当）

- 8 道職員給与条例附則第31項及び附則第32項並びに警察職員給与条例附則第30項及び附則第31項に規定する人事委員会規則で定める手当は、地域手当及び特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3及び警察職員給与条例第14条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）とする。
- 9 学校職員給与条例附則第29項及び附則第30項に規定する人事委員会規則で定める手当は、地域手当及びへき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）とする。
- （特定職員に対する減額する給与額等から減ずる額）
- 10 道職員給与条例附則第31項及び警察職員給与条例附則第30項に規定する給料月額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額に対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額とし、これらの規定に規定する減じた額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は減じた額に対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額とする。
- 11 道職員給与条例附則第32項及び警察職員給与条例附則第31項に規定する給料月額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額に対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額とし、これらの規定に規定する給料月額減額基礎額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額減額基礎額に対する地域手当及び特地勤務手当の月額の合計額とする。
- 12 学校職員給与条例附則第29項に規定する給料月額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額に対する地域手当及びへき地手当の月額の合計額とし、同項に規定する減じた額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は減じた額に対する地域手当及びへき地手当の月額の合計額とする。
- 13 学校職員給与条例附則第30項に規定する給料月額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額に対する地域手当及びへき地手当の月額の合計額とし、同項に規定する給料月額減額基礎額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額減額基礎額に対する地域手当及びへき地手当の月額の合計額とする。
- （特定職員に対する修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の減額する給与額から減ずる額の算定の基礎となる手当）
- 14 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）附則第6項及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）附則第6項に規定する人事委員会規則で定める手当は、地域手当、特地勤務手当及びへき地手当とする。
- （特定職員に対する修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の減額する給与額から減ずる額）
- 15 北海道職員等の修学部分休業に関する条例附則第6項及び北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例附則第6項に規定する給料月額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は給料月額に対する地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の月額の合計額とし、

これらの規定に規定する減じた額に加算することとなる人事委員会規則で定める額は減じた額に対する地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の月額の合計額とする。

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

#### 北海道人事委員会規則 7－1223

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

第3条第3項に次の1号を加える。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「平成22年道職員改正条例」という。）の施行の日における平成22年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例の規定及び平成22年道職員改正条例第7条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第56号。以下「平成22年警察職員改正条例」という。）の施行の日における平成22年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成22年警察職員改正条例第3条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第3条第4項第1号中「前項第4号」の次に「又は第5号」を加え、同項第2号中「給料」を「給料」に改め、「前項第4号」の次に「又は第5号」を加え、同項第3号中「前項第4号」の次に「又は第5号」を加える。

第5条第3項に次の1号を加える。

(3) 道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「平成22年道職員改正条例」という。）の施行の日における平成22年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例の規定及び平成22年道職員改正条例第7条の規定による改正後の

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定並びに北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第56号。以下「平成22年警察職員改正条例」という。）の施行の日における平成22年警察職員改正条例第1条の規定による改正後の警察職員給与条例の規定及び平成22年警察職員改正条例第3条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日を受けていた」とする。

第5条第4項第1号中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項第2号中「給料」を「給料」に改め、「前項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項第3号中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

附則に次の1項を加える。

7 道職員給与条例附則第29項又は警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員その他人事委員会が定める職員に対する特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

#### 北海道人事委員会規則 7－1224

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

|   |    |   |    |
|---|----|---|----|
| 「 | 74 | 「 | 73 |
|   | 75 |   | 74 |
|   | 76 |   | 74 |
|   | 77 |   | 75 |
|   | 77 |   | 75 |
|   | 78 |   | 76 |
|   | 78 |   | 76 |
|   | 79 |   | 77 |

別表第7ケの表2級の欄中

|    |   |    |       |
|----|---|----|-------|
| 79 | を | 78 | に改める。 |
| 80 |   | 79 |       |
| 80 |   | 80 |       |
| 81 |   | 81 |       |
| 81 |   | 81 |       |
| 81 |   | 81 |       |
| 82 |   | 81 |       |
| 82 |   | 82 |       |
| 82 |   | 82 |       |
| 83 |   | 82 |       |
| 83 |   | 82 |       |
| 83 |   | 83 |       |
| 84 |   | 83 |       |
| 84 |   | 83 |       |
| 84 |   | 83 |       |
| 85 |   | 84 |       |
| 85 |   | 84 |       |
| 85 |   | 84 |       |
| 85 |   | 84 |       |
| 86 |   | 85 |       |
| 86 |   | 85 |       |
| 86 |   | 86 |       |
| 87 |   | 86 |       |
| 87 |   | 86 |       |
| 87 |   | 87 |       |
| 87 |   | 87 |       |
| 88 |   | 87 |       |

#### 附 則

- この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前

の例によることができる。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則 7－1225

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－462）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係） 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける者

| 職員の<br>区 分            | 職務の級<br>号 俸   | 職務の級  |       |       |       |       |
|-----------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                       |               | 1 級   | 2 級   | 特 2 級 | 3 級   | 4 級   |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員 | 1 から 4 まで     | 2,000 | 2,100 | 3,500 | 4,200 | 6,800 |
|                       | 5 から 8 まで     | 2,000 | 2,300 | 3,700 | 4,400 | 6,900 |
|                       | 9 から 12 まで    | 2,100 | 2,400 | 3,800 | 4,500 | 7,100 |
|                       | 13 から 16 まで   | 2,200 | 2,500 | 4,000 | 4,900 | 7,200 |
|                       | 17 から 20 まで   | 2,300 | 2,600 | 4,300 | 5,100 | 7,400 |
|                       | 21 から 24 まで   | 2,400 | 2,800 | 4,500 | 5,200 | 7,500 |
|                       | 25 から 28 まで   | 2,600 | 2,900 | 4,700 | 5,400 | 7,600 |
|                       | 29 から 32 まで   | 2,700 | 3,000 | 4,900 | 5,500 | 7,700 |
|                       | 33 から 36 まで   | 2,800 | 3,200 | 5,100 | 5,700 | 7,900 |
|                       | 37 から 40 まで   | 2,900 | 3,300 | 5,300 | 5,900 | 8,000 |
| 以<br>外<br>の<br>職      | 41 から 44 まで   | 3,100 | 3,500 | 5,400 | 6,000 | 8,000 |
|                       | 45 から 48 まで   | 3,200 | 3,700 | 5,600 | 6,100 | 8,000 |
|                       | 49 から 52 まで   | 3,300 | 3,800 | 5,700 | 6,300 | 8,000 |
|                       | 53 から 56 まで   | 3,400 | 4,100 | 5,800 | 6,400 |       |
|                       | 57 から 60 まで   | 3,500 | 4,300 | 6,000 | 6,600 |       |
|                       | 61 から 64 まで   | 3,600 | 4,500 | 6,100 | 6,800 |       |
|                       | 65 から 68 まで   | 3,700 | 4,800 | 6,300 | 6,900 |       |
|                       | 69 から 72 まで   | 3,800 | 4,900 | 6,400 | 7,000 |       |
|                       | 73 から 76 まで   | 3,900 | 5,100 | 6,500 | 7,100 |       |
|                       | 77 から 80 まで   | 4,000 | 5,300 | 6,700 | 7,200 |       |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員 | 81 から 84 まで   | 4,100 | 5,400 | 6,800 | 7,300 |       |
|                       | 85 から 88 まで   | 4,100 | 5,500 | 6,900 | 7,400 |       |
|                       | 89 から 92 まで   | 4,200 | 5,600 | 6,900 | 7,500 |       |
|                       | 93 から 96 まで   | 4,300 | 5,800 | 7,000 | 7,500 |       |
|                       | 97 から 100 まで  | 4,400 | 5,900 | 7,200 | 7,500 |       |
|                       | 101 から 104 まで | 4,400 | 6,100 | 7,200 | 7,500 |       |
|                       | 105 から 108 まで | 4,500 | 6,200 | 7,200 | 7,500 |       |
|                       | 109 から 112 まで | 4,500 | 6,300 | 7,300 |       |       |
|                       | 113 から 116 まで | 4,600 | 6,400 |       |       |       |
|                       | 117 から 120 まで | 4,700 | 6,500 |       |       |       |

|            |               |       |       |       |       |       |
|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 員          | 121 から 124 まで | 4,700 | 6,600 |       |       |       |
|            | 125 から 128 まで | 4,800 | 6,700 |       |       |       |
|            | 129 から 132 まで |       | 6,800 |       |       |       |
|            | 133 から 136 まで |       | 6,900 |       |       |       |
|            | 137 から 140 まで |       | 6,900 |       |       |       |
|            | 141 から 144 まで |       | 6,900 |       |       |       |
| 再任用<br>職 員 | 145 から 148 まで |       | 7,000 |       |       |       |
|            | 149           |       | 7,100 |       |       |       |
|            |               | 3,200 | 3,800 | 4,500 | 5,100 | 6,400 |

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第 5 条第 1 項第 2 号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する教育職給料表をいう。

別表第 2 （第 3 条関係） 高等学校教育職給料表の適用を受ける者

| 職員の<br>区 分            | 職務の級<br>号 俸   | 1 級   | 2 級   | 3 級   | 4 級   |
|-----------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|
|                       |               | 円     | 円     | 円     | 円     |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員 | 1 から 4 まで     | 2,000 | 2,500 | 5,100 | 6,800 |
|                       | 5 から 8 まで     | 2,000 | 2,600 | 5,200 | 6,900 |
|                       | 9 から 12 まで    | 2,100 | 2,800 | 5,400 | 7,100 |
|                       | 13 から 16 まで   | 2,200 | 2,900 | 5,500 | 7,200 |
|                       | 17 から 20 まで   | 2,300 | 3,000 | 5,700 | 7,400 |
|                       | 21 から 24 まで   | 2,400 | 3,200 | 5,900 | 7,500 |
|                       | 25 から 28 まで   | 2,600 | 3,300 | 6,000 | 7,600 |
|                       | 29 から 32 まで   | 2,700 | 3,500 | 6,100 | 7,700 |
|                       | 33 から 36 まで   | 2,800 | 3,700 | 6,300 | 7,900 |
|                       | 37 から 40 まで   | 2,900 | 3,800 | 6,400 | 8,000 |
| 以<br>外<br>の<br>職      | 41 から 44 まで   | 3,100 | 4,100 | 6,600 | 8,000 |
|                       | 45 から 48 まで   | 3,200 | 4,300 | 6,800 | 8,000 |
|                       | 49 から 52 まで   | 3,300 | 4,500 | 6,900 | 8,000 |
|                       | 53 から 56 まで   | 3,400 | 4,800 | 7,000 |       |
|                       | 57 から 60 まで   | 3,500 | 4,900 | 7,100 |       |
|                       | 61 から 64 まで   | 3,600 | 5,100 | 7,200 |       |
|                       | 65 から 68 まで   | 3,700 | 5,300 | 7,300 |       |
|                       | 69 から 72 まで   | 3,800 | 5,400 | 7,400 |       |
|                       | 73 から 76 まで   | 3,900 | 5,500 | 7,500 |       |
|                       | 77 から 80 まで   | 4,000 | 5,600 | 7,500 |       |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員 | 81 から 84 まで   | 4,100 | 5,800 | 7,500 |       |
|                       | 85 から 88 まで   | 4,100 | 5,900 | 7,500 |       |
|                       | 89 から 92 まで   | 4,200 | 6,100 | 7,500 |       |
|                       | 93 から 96 まで   | 4,300 | 6,200 |       |       |
|                       | 97 から 100 まで  | 4,400 | 6,300 |       |       |
|                       | 101 から 104 まで | 4,400 | 6,400 |       |       |
|                       | 105 から 108 まで | 4,500 | 6,500 |       |       |
|                       | 109 から 112 まで | 4,500 | 6,600 |       |       |
|                       | 113 から 116 まで | 4,600 | 6,700 |       |       |
|                       | 117 から 120 まで | 4,700 | 6,800 |       |       |
| 再任用<br>職 員            | 121 から 124 まで | 4,700 | 6,900 |       |       |
|                       | 125 から 128 まで | 4,800 | 6,900 |       |       |

|       |            |       |       |       |       |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 員     | 129から132まで | 4,900 | 6,900 |       |       |
|       | 133から136まで | 4,900 | 7,000 |       |       |
|       | 137から140まで | 4,900 | 7,100 |       |       |
|       | 141から144まで | 5,000 |       |       |       |
|       | 145から148まで | 5,100 |       |       |       |
|       | 149から152まで | 5,100 |       |       |       |
| 再任用職員 | 153        | 5,100 |       |       |       |
|       |            | 3,200 | 3,800 | 5,100 | 6,400 |

備考 「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいう。

## 附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7－1226

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則 7－1101）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(14) 附則第29項等職員 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）附則第29項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第27項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。

第3条第1項中「北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）」を「学校職員給与条例」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）」を「市町村立学校職員給与条例」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「相当する額」の次に「（附則第29項等職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同項第1号から第4号までの規定中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、同項第5号中「北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）」を「道職員給与条例」に、「北海道学校職員の給与に関

する条例」を「学校職員給与条例」に、「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例」を「市町村立学校職員給与条例」に、「北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）」を「警察職員給与条例」に、「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、同条第2項中「相当する額」の次に「（附則第29項等職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加える。

第5条第1項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、「差額に相当する額」の次に「（附則第29項等職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、同条第2項中「相当する額」の次に「（附則第29項等職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加える。

## 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則 7－1227

平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則

（減額改定対象職員に含まれない者）

**第1条** 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「道職員改正条例」という。）附則第3項第1号、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第54号。以下「学校職員改正条例」という。）附則第2項第1号（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第55号）附則第2項において準用する場合を含む。以下学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第56号。以下「警察職員改正条例」という。）附則第2項第1号のこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものは、北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）第2条に規定する行政職給料表の道職員改正条例附則第3項第1号の表道職員給与条例第4条第1項第1号、学校職員給与条例第5条第1項第1号又は警察職員給与条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表の項に掲げる職務の級及び号俸とする。（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第3項第1号等の給料の調整額等の月額算定の基準となる日の特例）

**第2条** 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものは、平成22年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について道職員改正条例第1

条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第21条第6項、学校職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第19条第1項後段若しくは第21条第7項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は警察職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第22条第1項後段若しくは第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（道職員給与条例、学校職員給与条例、市町村立学校職員給与条例、警察職員給与条例及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- (1) 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第1号から第3号までに規定する特別職に属する者で北海道に勤務するもの
- (3) 国家公務員
- (4) 職員以外の地方公務員
- (5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (6) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）

2 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、平成22年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員（道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある者の改正条例附則第3項第1号等の月数の算定）

**第3条** 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成22年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
- (2) 休職期間（法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、非常勤職員期間（非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務職員期間（育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしていた期間をいう。）又は自己啓発等休業期間（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）

- (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）

- (4) 道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書、警察職員給与条例第15条ただし書若しくは企業職員給与条例第16条第1項（同項括弧書に掲げる場合に限る。）、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第26条若しくは企業職員給与条例第16条第2項、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）若しくは北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第16条第3項（同条例第17条第2項において準用する場合を含む。）

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）又は北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条第1項若しくは北

海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条第1項の規定により給与を減額された期間

(5) 道職員給与条例第13条本文、学校職員給与条例第13条本文、警察職員給与条例第15条本文又は企業職員給与条例第16条第1項（同項括弧書に掲げる場合を除く。）の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成22年4月から同年11月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月

(2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が道職員改正条例附則第3項第1号、学校職員改正条例附則第2項第1号及び警察職員改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.29を乗じて得た額（以下「附則第3項第1号等基礎額」という。）に満たないものの

（道職員改正条例附則第3項第2号等に掲げる額を調整額に含めない職員）

**第4条** 道職員改正条例附則第3項第2号、学校職員改正条例附則第2項第2号及び警察職員改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（端数計算）

**第5条** 附則第3項第1号等基礎額又は道職員改正条例附則第3項第2号、学校職員改正条例附則第2項第2号及び警察職員改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

**第6条** この規則に定めるもののほか、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。